

<p>発言の会議</p>	<p>平成21年 5月 28日 本会議</p>
<p>発言の種類</p>	<p>質 疑</p>
<p>答弁を求める者</p>	<p>市長</p>
<p>件 名 及 び 発 言 の 要 旨</p>	<p><b>議案第64号および第68号に対する質疑</b></p> <p><b>1. 人事院による今回の「特別調査」と「人事院勧告」に対する市長の認識について</b></p> <p>今回の人事院が行った特別調査は、調査期間も非常に短く、通常の職種別民間給与実態調査とは異なりわずか27%の企業のみを対象とした不十分な調査だと私は認識している。</p> <p>このような臨時勧告が行われたのは昭和49年以来の特殊な事態であり、上記のような不十分な調査に基づいた人事院勧告では、真に「情勢適応の原則」にはふさわしくないと私は認識している。</p> <p><b>ア. 市長は、今回の特別調査は適切だとお考えか。</b></p> <p><b>イ. 市長は、この特別調査に基づく今回の人事院勧告は適切だとお考えか。</b></p> <p><b>2. 地方分権時代における「地方自治体の給与政策の在り方」と人事院勧告による人件費一律削減が「自治体の経済対策に与える影響」について</b></p> <p><b>(1) 衆議院総務委員会（5月26日）による「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」および附帯決議に対する総務大臣の見解を受けて、市長はどのようにお考えか。</b></p> <p>すでに本市は昨年7月から2年間にわたる職員給与費等の減額（削減見込み総額は約9億7400万円）を行なってきた。さらに今回の凍結見込み額は約3億4900万円にものぼる。</p> <p>そんな中、5月26日に開催された衆議院総務委員会において、「今回の措置（人事院勧告）に関連する地方公務員の給与の取扱いについては、既に独自の給与削減措置を講じている団体も相当数に上ることにかんがみ、今回の措置に準ずる措置を一律に要請することはしないこと」との附帯決議（4つの附帯決議のうち、第3項目）が成された。</p> <p>この附帯決議中の「独自の給与削減措置を講じている団体」とは、まさに本市が行なってきた取り組みを指しており、この附帯決議が指す「団体」に該当している。</p> <p>また、附帯決議を受けた鳩山総務大臣は、決議を尊重すると共に特にこの項目について十分に注意していきたいとの見解を述べた。</p>

件名及び  
発言の要旨

ア. 市長は、この国会の附帯決議と総務大臣の見解を受けてどのようにお考えか。特に、地方分権時代には「自治体ごとの給与政策」が在るべきではないかと私は考えるが、市長はこの点をどのようにお考えか。

(2)本市独自の給与減額措置に上乗せしてさらに人事院勧告に基づいて期末・勤勉手当を一部凍結すれば、本市の景気へのマイナスの影響が十分に予測しうるが、それでも市長が今回の判断に至ったのは何故か。

繰り返しとなるが、すでに本市は昨年7月から2年間にわたる職員給与等の減額(削減見込み総額は約9億7400万円)を行なってきた。さらに今回の凍結見込み額は約3億4900万円にもものぼる。

このように本市独自の削減に上乗せしてさらに人事院勧告に準じれば、市民であり消費者でもある市職員の生活への悪影響が予想され、景気対策として講じたプレミアム商品券発行による効果も減少しかねず、せつかく本市が講じた景気対策・経済対策にも大きなマイナスの影響が起こることが十分に予測しうる。

ア. こうした懸念にも関わらず、市長が今回の判断に至ったのはどのようなお考えか。特に、人事院勧告に一律に従うことが本市の景気対策・経済対策に与えるマイナスの影響を推計するなど考慮した上での判断だったのか。

イ. 本市の景気・経済に及ぼすマイナスの影響を考慮すれば、本市独自の給与減額措置に上乗せする形でさらに人事院勧告に準じる措置は取るべきではなかったのではないか。